

禁煙外来

保険
適用

はじめました

「禁煙したいのに止められない方」

当外来にご相談ください。

ニコチン依存症と診断され、一定条件を満たす方
当外来を受診される場合は保険が適用されます。

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- ①ニコチン依存症と診断された方
- ※ ②「1日の喫煙本数」×「喫煙年数」が200以上の方
- ③すぐに禁煙したいと思っている方
- ④禁煙治療に同意された方

※2016年4月より35歳未満の方は要件②を満たさなくとも保険が適用されます。

診療日：第2・4金曜日 13時30分～16時まで

予約制となります 電話 0223-37-1131

当院は、敷地内禁煙となります。

何卒ご理解のうえ、ご協力をお願いします。



独立行政法人 国立病院機構

宮城病院

日本医療機能評価機構認定病院

National Hospital Organization Miyagi National Hospital